

2025 年 6 月 10 日

京都大学エネルギー理工学研究所 特定教員公募

1. 公募職種及び人員

特定准教授もしくは特定助教 2 名

2. 所属

所属：エネルギー理工学系

勤務先：エネルギー理工学研究所 エネルギー機能変換研究部門

ナノ光科学研究分野

（所在地：宇治市五ヶ庄）

（変更の範囲）大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等

3. 任期

2026 年 3 月 31 日まで（更新の可能性有。ただし年度契約で最長 2030 年 3 月 31 日まで）

4. 職務内容

ナノサイエンスに立脚した光科学とその応用に関する研究

（変更の範囲）京都大学の業務（教育・研究・運営）

5. 着任時期

決定後、できるだけ早い時期

6. 応募資格

関連研究分野での博士の学位を有する者（学位取得見込みを含む）

7. 勤務形態

専門業務型裁量労働制（週 38 時間 45 分相当、1 日 7 時間 45 分相当）

専門業務型裁量労働制を適用しない場合は週 5 日 8:30～17:15 勤務（休憩 12:00～13:00）

超過勤務を命じる場合あり

休日：土・日曜日、祝日、年末年始および創立記念日

8. 給与・手当等

本学支給基準に基づき支給

9. 社会保険

文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入

10. 試用期間

あり（6ヶ月）

11. 選考方法

提出書類に基づいて選考し、必要に応じて面接を行うことがあります。

12. 提出書類

(1) 履歴書（市販履歴書の様式に準じ、希望の職位と可能な着任時期も明記すること）

(2) 業績リスト（原著論文、著書、解説論文、国際会議プロシーディング、特許、その他に分類したものを添付のこと。また、競争的資金の実績（資金配分機関名・制度名・研究費名等、研究課題名、研究経費額、研究期間、代表か分担かを明記）、及び学協会等の社会活動についても記すこと。

- (3)研究業績の概要（全体で特定准教授 2,000(特定助教 1,000)字程度、図等を含めて良い。
テーマ別に記載のこと。）
- (4)着任後の研究計画書（特定准教授 2,000(特定助教 1,000)字程度、図等を含めて良い。）
- (5)推薦書（自薦の場合、所見を聞ける方 1 名を記載）
- (6)主要論文 特定准教授 5 編以内、特定助教 3 編以内
上記書類は、原則として A4 判横書きとし、履歴書を除き任意様式とする。
書類はそれぞれ別葉とし、すべての書類の右肩上に応募者氏名を必ず記入のこと。

13. 公募締切

2025 年 8 月 29 日（金）（必着）

14. 応募方法

本公募では、すべての応募書類を JREC-IN Portal サイトを経由した電子公募で受け付けます。応募者は、上記「12. 提出書類」(1)～(6)の書類を PDF ファイルとし、圧縮（Zip 形式）したうえで、以下の JREC-IN Portal サイトから提出して下さい。

JREC-IN Portal URL: [https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?id= XXXXXXXXXX](https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?id=XXXXXXXXXX)

15. 問い合わせ先

〒611-0011 宇治市五ヶ庄 京都大学 エネルギー理工学研究所 松田 一成

TEL：0774-38-3460

E-mail: matsuda@iae.kyoto-u.ac.jp（*を@に換えてください）

16. その他

- ・京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待します。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。
- ・出産、育児又は介護により研究を中断した期間がある場合は、応募者の申し出により研究業績の審査において考慮します。（応募書類に明記して下さい。）
- ・宇治キャンパスでは休憩室、授乳スペースを設置するなど、仕事と育児が両立しやすい環境を目指しています。
- ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場合を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。
- ・エネルギー理工学研究所の詳細についてはホームページをご覧ください。
(<https://www.iae.kyoto-u.ac.jp/>)
- ・面接等の場合、旅費は自己負担とします。
- ・個人情報保護法に基づき、応募書類は採用審査にのみ使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。